

交 企 第 1 2 3 号
令 和 3 年 6 月 2 8 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

「内閣総理大臣が指定する特殊な構造を有する自動車を定める件の一部を改正する件」の施行について

内閣総理大臣が指定する特殊な構造を有する自動車を定める件の一部を改正する件（令和3年内閣府告示第75号。以下「改正告示」という。）については、令和3年6月17日公布・施行された。

本改正の概要及び留意事項は下記のとおりであるので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

記

1 改正告示の概要

国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第2条第1項に規定する国家戦略特別区域（以下「国家戦略特区」という。）内において道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第77条第1項の規定による許可を受けて行われる作業で使用される搭乗型移動支援ロボットのうち、法上の自動車に区分されるものの一部を「内、閣総理大臣が指定する特殊な構造を有する自動車」と位置付けるものである。

2 留意事項

本年3月から東京都内（都内全域が国家戦略特区に指定されている。）において、ガス事業者が法第77条第1項の規定による許可を受けて、本来法上の普通自動二輪車に当たる搭乗型移動支援ロボットを用いたガス漏洩検査作業を行っているところ、本改正により、当該搭乗型移動支援ロボットは、その車体の大きさ及び構造から、法上の小型特殊自動車に当たることになる。

【本件担当】

交通企画課交通部企画係

○内閣府告示第七十五号

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第二条の表大型特殊自動車の項の規定に基づき、内閣総理大臣が指定する特殊な構造を有する自動車を定める件（平成二十一年内閣府告示第三号）の一部を次のように改正したので、告示する。

令和三年六月十七日
内閣総理大臣 菅 義偉

改正後	改正前
<p>道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第二条の表大型特殊自動車の項の規定に基づき、内閣総理大臣が指定する特殊な構造を有する自動車を次のように定める。</p> <p>〔一 略〕</p> <p>二 道路交通法（昭和三十五年法律第五百五号）第七十七条第一項の規定による許可を受けて行う搭乗型移動支援ロボットを使用する作業（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七十号）第二条第一項に規定する国家戦略特別区域内において行われるものに限る。）又は搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験において使用される自動車（車体の大きさが長さおおむね百五十七センチメートル、幅おおむね七十七センチメートルを超えないものに限る。以下この号及び次号において「特定自動車」という。）のうち、道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第二条第三項に規定する原動機付自転車に該当するもの以外のものであって、道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号。次号において「保安基準」という。）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号。次号において「細目告示」という。）の規定のうち、次に掲げる規定に適合しないもの</p> <p>〔イ〜ハ 略〕</p> <p>〔三 略〕</p>	<p>道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第二条の表大型特殊自動車の項の規定に基づき、内閣総理大臣が指定する特殊な構造を有する自動車を次のように定める。</p> <p>〔一 同上〕</p> <p>二 道路交通法（昭和三十五年法律第五百五号）第七十七条第一項の規定による許可を受けて行う搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験において使用される自動車（車体の大きさが長さおおむね百五十七センチメートルを超えないものに限る。以下この号及び次号において「特定自動車」という。）のうち、道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第二条第三項に規定する原動機付自転車に該当するもの以外のものであって、道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号。次号において「保安基準」という。）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号。次号において「細目告示」という。）の規定のうち、次に掲げる規定に適合しないもの</p> <p>〔イ〜ハ 同上〕</p> <p>〔三 同上〕</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。
附則 この告示は、公布の日から施行する。